

グリーンシート銘柄制度について

～～ 投資家のみなさまへ ～～

日本証券業協会

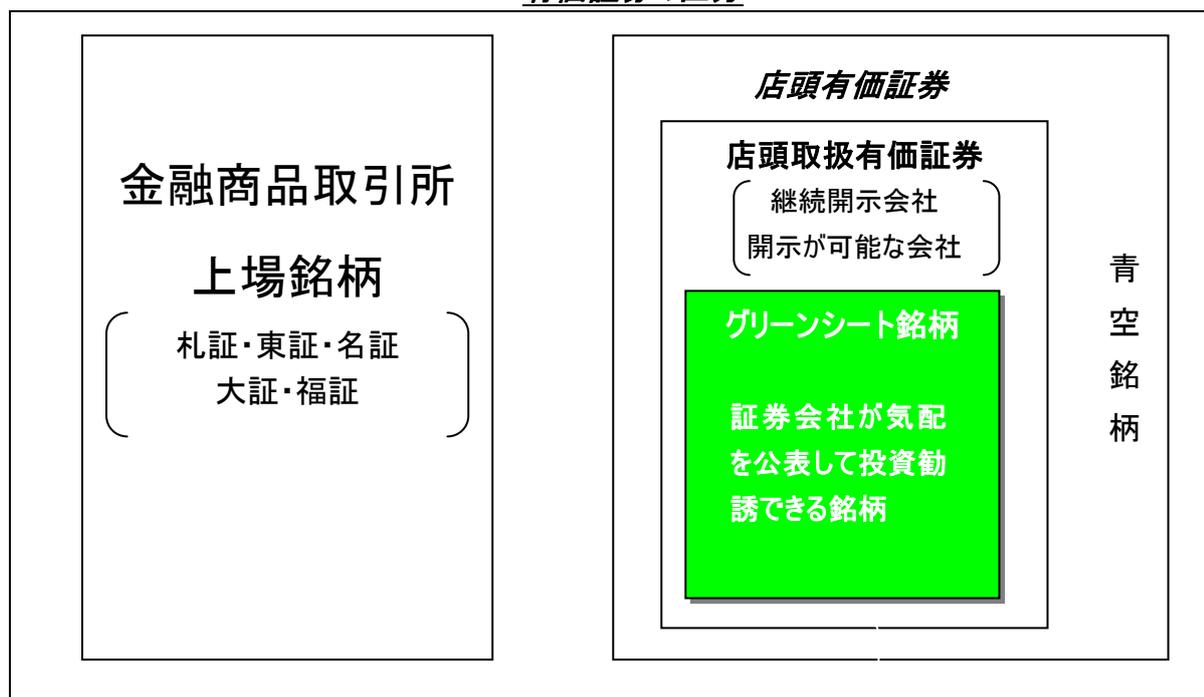
○ グリーンシート銘柄とは

金融商品取引所に上場していない非上場企業は、金融商品取引法等による義務付けがある上場企業に比べて企業内容の開示が十分に行われていないところが多いことから、日本証券業協会では、非上場企業が発行する有価証券について、証券会社が投資家に対して投資勧誘を行うことを原則として禁止しています。

しかし、同じ非上場企業であっても、金融商品取引法や日本証券業協会の定める一定の基準に従って企業内容の開示(ディスクロージャー)が行われ、投資家が相応の投資判断材料を入手することができる企業の発行する有価証券(株券、転換社債型新株予約権付社債券等)を「店頭取扱有価証券」と定めています。

また、この店頭取扱有価証券のうち、売り・買いの気配を継続的に提示する証券会社に限って、その店頭取扱有価証券の投資勧誘を行うことができることとしており、このような店頭取扱有価証券を「グリーンシート銘柄」と呼んでいます。

有価証券の区分



○ **グリーンシート銘柄となるための条件**

金融商品取引所市場に上場するためには、株式の分布状況、業績・財務の状況(利益の額や純資産の額等)等の基準をクリアしなければいけません。

一方、グリーンシート銘柄となるために発行会社がクリアしなければならない条件にこれらの事項はありません。従って、会社設立後間もない企業や上場するに至らない又は上場準備が整っていない企業が、銀行融資を中心とした間接金融だけでなく、株式発行等による直接金融によっても資金調達することを実現することが事実上可能となっているわけです。日本証券業協会の規則において定めるグリーンシートとなるための条件の1つは、**企業情報の開示(ディスクロージャー)を一定レベル以上に行うことができること**となっております。

非上場企業に対する投資判断の材料となる情報は、発行会社にその開示が法的・制度的に義務付けられていないこともあって、非常に乏しいのが現状です。しかし、グリーンシート銘柄が不特定多数の投資家に対して投資勧誘を行うものである以上、発行会社には一定レベル以上のディスクロージャーを義務付けています。財務諸表・連結財務諸表の適正性を担保するために、公認会計士又は監査法人による監査を受け、監査報告書において適正又は適法である旨の総合意見が表明されている必要もあります。

なお、グリーンシート銘柄となるには、この他に、名義書換代理人に株式事務を委託していることと株券の様式が所定の要件に適合している必要があるとともに、証券会社による審査をクリアする必要があります。

詳しくは最後に掲げているホームページに掲載の制度概要をご覧ください。

☆ **インターネットでのグリーンシート銘柄制度の御紹介・情報の公表**

インターネット上において、グリーンシート銘柄制度についてより詳しく御説明しています。また、グリーンシート銘柄の実際の売買や気配の情報も併せて公表しています。

URL は、<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/greensheet/index.html> です。

☆ **お問い合わせ先**

日本証券業協会

自主規制本部 自主規制1部 市場業務監理室 (電話:03-3667-8481)

2006.1